

こんな場合はどうなるの？

税務のポイント—事務所開業と事業の承継—

下田 絢子*



要 約

「勤務経験も相当積んだので、そろそろこの辺りで独立開業を！」と考えている先生も、「サラリーマンならとっくに定年を迎えているのだから、そろそろこの辺りで引退を…」と考えている先生も、5分で読める！個人事務所の開業から承継までの税務のポイントです。

目 次

I. 導入編

1. 事業にかかる税金の種類
2. 確定申告の時期

II. 開業編

1. 申請・届出
 - (1) 所得税～これだけは忘れないで！
 - ①青色申告承認申請書
 - ②青色事業専従者給与に関する届出書
 - (2) 消費税～最初に注意！
2. 事務所の開設～必要経費のポイント
 - (1) 家事関連費
 - (2) 備品の購入と減価償却
 - (3) 事業用に転用したパソコンの取扱い
 - (4) 海外渡航費
 - (5) 家族に対する支払い
3. 報酬の請求と源泉所得税の精算
4. 所得税の計算方法
5. 消費税のポイント～簡易課税の選択

III. 承継編

1. 親族外承継
 - (1) お客様は譲渡できる？
 - (2) お金をもらわない場合
 - (3) 承継者は新たな開業
2. 親族内承継
 - (1) 生前承継は新たな開業
 - (2) 相続による事業承継
 - ①青色申告承認申請書の提出期限
 - ②引き継いだ資産の価額と減価償却
 - ③消費税の納税義務
3. 特許業務法人

I. 導入編

1. 事業にかかる税金の種類

個人事業主でもサラリーマンでも所得税と住民税を納めますが、サラリーマンの場合には会社が年末調整をして1年間の所得税を計算してくれますし、所得税も住民税も会社が毎月給与から天引きして納付してくれます。個人事務所を開業しますと、自分で帳簿をつけて、どれだけ儲かったか、所得税はいくらになるかを計算して申告をし、所得税も住民税も期限内に自分で納めなければなりません。

また、事業の収入が一定額を超えますと、消費税も自分で計算して申告、納付しなければなりません。

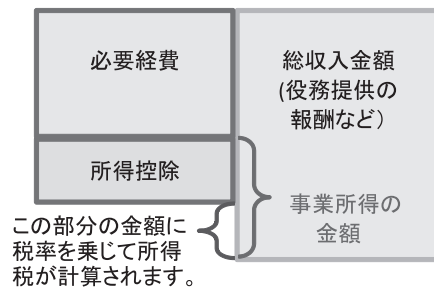
さらに、事業による所得（儲け）が一定の金額を超える場合には事業税という税金も出てきます。これはサラリーマンには縁のない税金ですね。

所得税と消費税のように自分で税額を計算して申告・納税する方式を申告納税方式、住民税や事業税のようにお役所が税額を計算して通知してくれるものを賦課課税方式といいます。

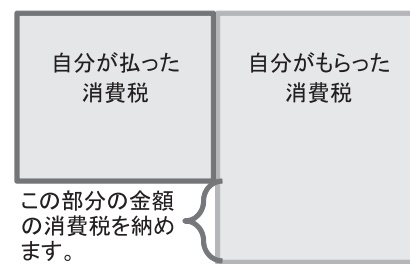
ここでは、申告納税方式の所得税と消費税に焦点を当ててお話しします。

* 下田絢子税理士事務所

事業所得と所得税



消費税のしくみ



2. 確定申告の時期

1年間の税金を計算して申告することを確定申告といいます。個人の所得税も消費税も計算期間は暦年となります。所得税は翌年の2月16日から3月15日までに、消費税は翌年の1月1日から3月31日までの間に、納税地を所轄する税務署に申告書を提出します。また、同じ期限までに納税もしなければなりません。申告書を提出し忘れると無申告加算税という罰金が、期限内に税金を納めないと延滞税という利息がかかりますので、期限は必ず守りましょう。

II. 開業編

1. 申請・届出

個人事業を始めたときにはその旨を税務署に届け出ます。その際、申請や届出をしないと税金計算の際に優遇を受けられないものがあります。開業時には雑務に追われて提出期限を過ぎてしまうことがよくありますので、注意が必要です。

開業時の主な申請・届出には次のものがあります。

	申請書・届出書の名称	どんなときに提出？	提出期限
①	個人事業の開廃業等届出書	新たに事業を開始したときなど	事業の開始等の日から1ヶ月以内
②	所得税の青色申告承認申請書	青色申告の承認を受けようとするとき	青色申告をしようとする年の3月15日(1月16日以後開業の場合は、開業日から2ヶ月以内)
③	青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書	青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとするとき	必要経費に算入しようとする年の3月15日(1月16日以後開業又は新たに専従者がいることとなった場合にはそれらの日から2ヶ月以内)
④	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	減価償却の償却方法を届け出るとき(届け出なかった場合には定額法を選定したことになります)	確定申告期限(翌年3月15日)
⑤	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	給与を支払う従業員を雇ったとき	最初の従業員(専従者を含む)を雇った日から1ヶ月以内
⑥	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書	源泉所得税の納付を、毎月でなく年2回(7月10日と1月20日)にまとめたとき	原則として、提出した日の翌月の給与から適用
⑦	消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択するとき	適用を受ける年の前年末(新規開業の場合は開業年の年末)
⑧	消費税課税事業者選択不適用届出書	⑦を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとするとき	免税事業者に戻ろうとする年の前年末
⑨	消費税課税事業者届出書	前々年の課税売上高が1,000万円を超えたとき	超えたら速やかに

(1) 所得税～これだけは忘れないで！

①青色申告承認申請書 (29 頁表②)

所得税には青色申告という制度があります。開業から2ヶ月以内に青色申告の承認申請をして税務署長の承認を受けると、税金計算においていろいろな優遇を受けることができます。青色申告の主な特典には次のものがあります。

- ⑦専従者給与の必要経費算入…家族従業員の給与を原則として全額必要経費に算入できます。
- ④純損失の繰越控除…事業所得が損失になったとき、その損失（他に黒字の所得があるときは相殺後）を翌年以後3年間繰越して、繰越した年の所得と相殺することができます。
- ⑤青色申告特別控除…最高で65万円を所得から差引くことができます。

これらの優遇を受けるためには、正規の簿記の原則に従って帳簿をつけ、貸借対照表・損益計算書を作成しなければなりません。節税効果は絶大です。

青色申告承認申請書は個人事業の開業届出書とともに提出しましょう。

②青色事業専従者給与に関する届出書 (29 頁表③)

同居している家族に対して支払う費用は、原則として1円も必要経費にできません。しかし、給与に関しては特例として、一定金額を必要経費に算入することを認めています。青色申告者でない場合には、配偶者は年86万円まで、配偶者以外の家族なら年50万円までと少額です。

ところが、①の青色申告の承認を受けていて、この届出書を提出した場合には、その届け出た金額（適正

な金額）まで必要経費に算入することができます。

事務所開業当初は従業員を雇うのは経済的に厳しく、奥さんに帳簿付けや電話対応など事務所の仕事をしてもらうことがよくあります。家族従業員に相応の給与を支払いたい場合には、この届出を忘れないようにしましょう。但し、青色事業専従者で給与の支払いを受ける家族は、所得控除の対象となる配偶者や親族になれません。従って、おこづかい程度の給料しか払わない場合には、かえって不利になることもあります。

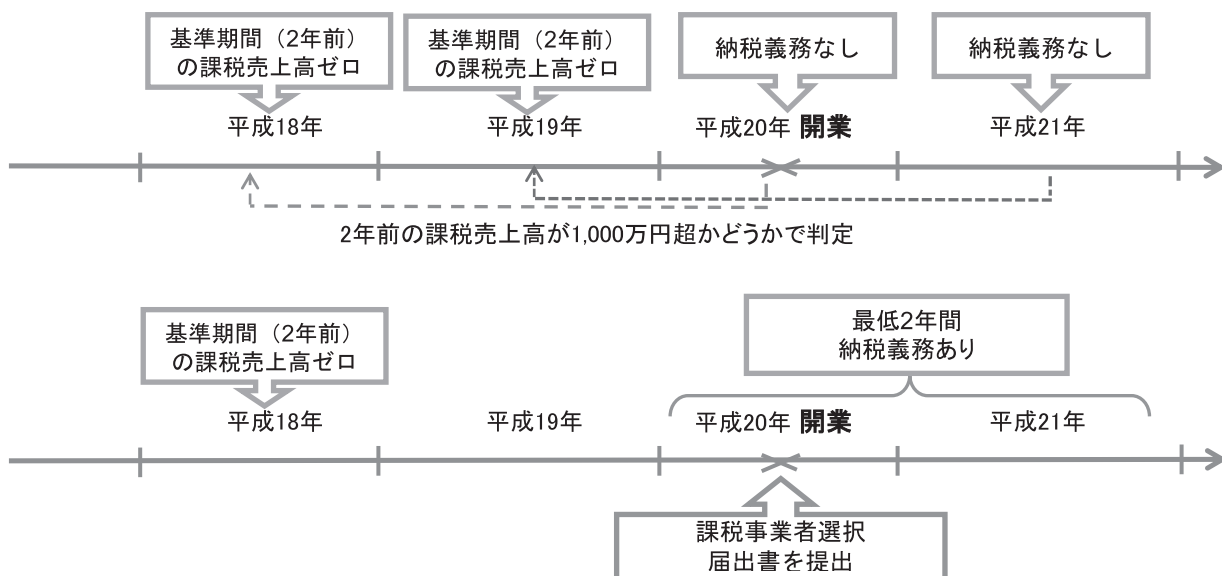
この届出書と同時に、29 頁表⑤の「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」も提出します。

(2) 消費税～最初に注意！

消費税の申告をするべき者を課税事業者といいます。課税事業者に該当するかどうかは、前々年（基準期間といいます）の課税売上高が1,000万円を超えるかどうかによります。前々年の課税売上高が基準になりますので、開業年とその翌年は、原則として消費税の申告は必要ありません。申告義務のない事業者を免税事業者といいます。

開業当初の設備投資が大きく、事業の収入が少ない場合等には、消費税の還付を受けるために敢えて課税事業者になることができます。そのための届出が29 頁表⑦の消費税課税事業者選択届出書です。

但し、一旦課税事業者を選択しますと、最低2年間は課税事業者でなければなりませんので、開業翌年の売上が大きく、納める消費税が多額となる場合には、却って不利になることもありますので、2年間の消費税の出入りを推測して課税事業者を選択するかどうかを決めます。



課税事業者である期間を2年間だけにしたい場合には、2年目中に消費税課税事業者選択不適用届出書(29頁表⑧)を提出するのを忘れないように注意して下さい。

2. 事務所の開設～必要経費のポイント

開業後は出費の連続です。ところで、支払ったものは全て必要経費にできるのでしょうか。その誤り易いポイントと「こんな場合は？」という例を挙げて見てみましょう。

(1) 家事関連費

開業後しばらくは自宅を事務所とする方も多くいらっしゃいますが、その場合、電気代や水道代は必要経費にできるのでしょうか。

このような家事上の経費に関連する経費のうち、業務の遂行上必要であることが明らかに区分することができる部分は、必要経費に算入することができます。

例えば、賃貸マンションであれば、仕事専用に使っている部屋の面積割合で家賃を必要経費に算入することができます。持ち家の場合は固定資産税や損害保険料、家屋の減価償却費、住宅ローンなどを、同様の方法で必要経費とすることができます。

(2) 備品の購入と減価償却

個人事務所の開業にあたっては、机や椅子、パソコンにプリンタなど揃えるべき物がたくさんありますが、買ったものは全て必要経費になるのでしょうか。

時間の経過や使用により価値が減少するものは、その価値の減少分を費用に配分します。この費用配分のことを減価償却といい、減価償却をする資産を減価償

却資産といいます。なお、取得したものの、まだ業務の用に供していない資産は減価償却しません。

減価償却資産はその種類等によって耐用年数(償却する期間)が決められており、原則として定額法で償却します。定額法以外の方法で減価償却をしたい場合には、29頁表の④の届出書を提出します。

減価償却資産は、使用可能期間や取得価額によって次のように取扱いが変わります。

(3) 事業用に転用したパソコンの取扱い

新しく買ってばかりもいられませんので、それまでプライベートで使用していたパソコン(非業務用資産)を業務専用にする場合もあります。買ってから数年経っている非業務用資産は、いくらか帳簿に載せればよいのでしょうか。

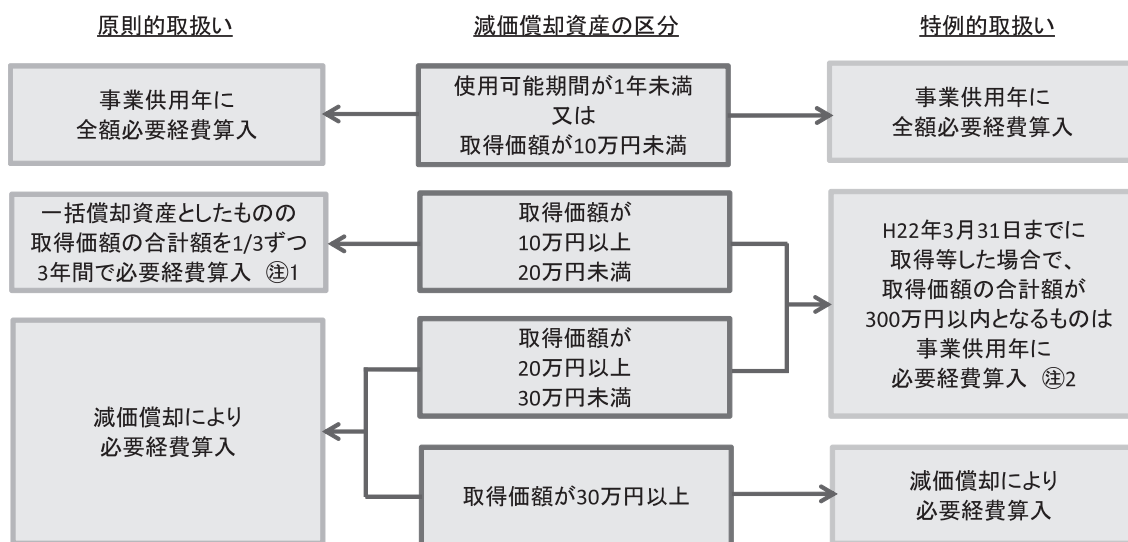
このパソコンの未償却残高、つまり現在の簿価は、購入したときの価額から価値の減少分を差引いた金額になります。

所得税法においては、業務用資産と非業務用資産とでは価値の減少額の計算方法が違ってきます。業務用資産は減価償却費の累計額が価値の減少額となりますが、非業務用資産の価値の減少額は次の算式で求めます。

$$\text{購入当時の取得価額} \times \text{耐用年数} \times \text{取得日から業務供用日までの期間}$$

その資産の耐用年数に1.5を乗じて計算した年数(1年未満の端数切捨て)

1年未満の端数が生じた場合は、6月以上は1年とし、6月未満は端数切捨て



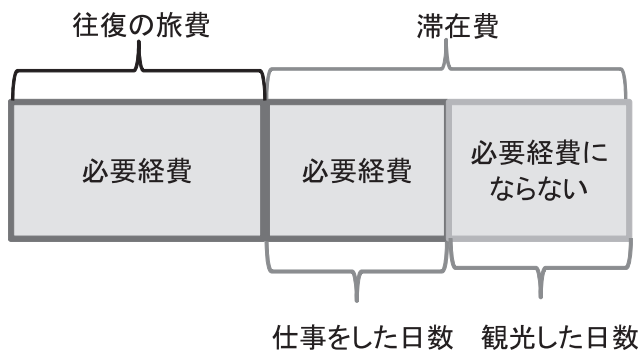
① 一括償却資産とせずに減価償却することもできます。
② 一定の中小企業者(個人を含む)である青色申告者に限られます。

なお、このパソコンの取得価額は購入当時の取得価額、取得時期は購入時となります。

(4) 海外渡航費

「外国特許事務所視察のために中国へ行った際に、観光もしてきた」といった場合には、その費用を全額必要経費に算入することができるでしょうか。

渡航が事業の遂行を目的としたものであれば、往復の旅費は全額必要経費になります。その他の部分は日数按分します。つまり旅費の総額から往復の旅費を差引いた部分の金額を旅行の全日数で除して、事業遂行上直接必要な日数を乗じた金額を必要経費に算入します。



さて、上記の出張に従業員を同伴して、従業員も一緒に観光した場合にはどうなるのでしょうか。上図の「必要経費にならない」部分も事務所の必要経費になりますが、その部分は旅費交通費ではなく、その従業員に対する給与になりますので、ご注意下さい。

(5) 家族に対する支払い

青色事業専従者給与のところでも少しお話ししましたが、生計を一にする親族に対して支払ったものは、原則として1円も必要経費にできません。生計を一にするとは、同じ家計で生活していることをいいます。同居している家族は生計を一にしているとされます。

では、自分は弁理士、配偶者は税理士で、配偶者である税理士に自分の税務顧問を頼んだ場合、その報酬は必要経費にできないのでしょうか。

この場合、たとえ自分と配偶者が別々の場所に事務所を構えて事業を行っていたとしても、その相手に支払った報酬は必要経費になりません。但し、その配偶者の事業所得の必要経費のうち、弁理士がもらえるはずだった税務顧問料の総収入金額に占める割合に相当する金額を、その弁理士の事業所得の必要経費に算入することができます。

3. 報酬の請求と源泉所得税の精算

個人事務所を開業すると、報酬の請求にも頭を悩ませます。報酬を請求する際には、原則として、源泉所得税を控除した金額を先方に請求します。請求先が一般の個人のように、給与支払事務所を設置していない相手である場合には、源泉所得税を控除しないで、総額を請求します。

弁理士、税理士等の業務に関する報酬・料金に対しては、1回の支払ごとに、その金額の10%を源泉徴収します。なお、1回の支払金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20%徴収します。

Q1：さて、請求の際に、実費交通費を請求する場合には、その交通費も源泉徴収の対象金額に含めるのでしょうか。

役務提供のためにかかった旅費が、報酬の支払者から役務提供する者に対して交付される場合には源泉徴収の対象となります。従って、交通費部分からも10%の所得税をとられてしまうことになります。何となく損した気分になりますが、徴収された所得税は、確定申告の際に1年間の所得税として納めるべき金額から差引くことができます。

Q2：では、消費税の課税事業者の場合には、この実費交通費部分にも消費税をかけるのでしょうか。

弁理士、税理士等がその業務の遂行に関連して依頼者から支払を受ける金銭は原則として消費税の課税対象となります。従って、交通費部分にも消費税をかけて請求することになります。なお、報酬の支払者が納付すべき登録免許税等については、報酬と明確に区分経理している場合には、消費税の課税対象となりません。

Q3：ところで、源泉徴収の対象となるのは消費税をかけた後の報酬額でしょうか。かける前でしょうか。原則は消費税をかけた後になりますが、報酬額と消費税額を明確に区分している場合には、消費税をかける前の報酬額に対して源泉所得税を計算してもよいとされています。

【参考】

御請求書	
	(単位:円)
〇〇〇報酬	1,200,000
交通費(実費)	4,500
合計	1,204,500
源泉所得税	△140,900
消費税	60,225
登録免許税	50,000
御請求金額	1,173,825

(注1)源泉所得税額
 $(1,200,000 + 4,500 - 1,000,000) \times 20\% + 100,000 = 140,900$

(注2)消費税額
 $(1,200,000 + 4,500) \times 5\% = 60,225$

4. 所得税の計算方法

所得税は、所得（儲け）を10種類に分けています。事業をして得た所得は事業所得といい、他に土地を貸し付けて得た所得は不動産所得、会社に勤務して得た所得は給与所得、株の配当による配当所得などがあります。所得は原則として総合（合計）して、超過累進税率で課税します。所得が多ければ多いほど税率は高くなります。他の所得と総合して税率をかけるものを総合課税といいます。

また、不動産などを売却した場合の所得は譲渡所得といって、他の所得と総合しないで、別個に税率を乗じます。このように総合しないものは分離課税といいます。

仮に、事業から生ずる所得しかないとしましょう。事業所得の金額を求めて、そこから所得控除額を引いた残額（課税所得金額といいます）に税率を乗じて所得税を算出します。税額表は次の通りです。

(単位:円)

課税所得金額	税率	控除額
1,950,000 以下	5%	0
1,950,000 から 3,300,000 以下	10%	97,500
3,300,000 から 6,950,000 以下	20%	427,500
6,950,000 から 9,000,000 以下	23%	636,000
9,000,000 から 18,000,000 以下	33%	1,536,000
18,000,000 超	40%	2,796,000

課税所得金額が700万円の場合の所得税はいくらになるでしょうか。

$7,000,000 \times 23\% - 636,000 = 974,000$ 円となります。なお、所得控除額とは、個人的事情などを考慮し

て、税率をかける前の所得から差引いてもらえる金額です。社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除などの物的控除のほか、配偶者控除、扶養控除などの人的控除があります。

5. 消費税のポイント～簡易課税の選択

消費税の大まかな仕組みは29頁の図の通り、もらった消費税と支払った消費税の差額を国に納めます。もし、もらった消費税より支払ったものの方が多ければ、還付してもらうことができます。

所得が出ている（儲かっている）場合には、通常は消費税を納めることとなりますが、高額な事業用資産を購入したり、国外での勤務提供が多い場合には、儲かっても還付になることもあります。

士業の場合は仕入がありませんので、支払う消費税の割合は物品販売業や製造業に比べて少なくなります。仕入率が低い場合には簡易課税制度を適用するのが得策です。

簡易課税制度とは、自分がいくら消費税を支払ったかの実額を用いるのではなく、「みなし仕入率」を用いて、支払った消費税の額を計算する方法です。従って還付になることはありません。みなし仕入率は課税売上高の90%～50%で、用いる割合は業種により異なります。士業のみなし仕入れ率は50%です。簡易課税制度の適用要件は、2年前の課税売上高が5,000万円以下であること、適用を受ける年の前年までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出していることです。

Ⅲ. 承継編

1. 親族外承継

そろそろ引退しようかと思っても、いい後継者が見つからず、かといって廃業して顧客に迷惑をかけるわけにもいかず、なかなかリタイアできないで悩んでいる士業の方も多いようです。

事業承継ガイドラインが公表されて以来、中小企業庁などを中心として円滑な事業承継ができるような取り組みが盛んになっています。また、各士業団体等においても、引退を望む者の後継者探しをしているところもあるようです。

そうは言っても、自分の大切なお客様を引き継いでもらうためには、誰でもいいと言う訳にはいかず、結局は顔見知り委ねている例が殆どではないでしょうか。

さて、士業の事業承継の場合、税務はどのようになっているでしょう。

(1) お客様は譲渡できる？

A 弁理士が生前に、従業員でやはり弁理士の B に自分の事業を全て譲るとしましょう。事業の譲渡としてお金ももらいます。

まずは机、パソコンなどの備品類ですが、これは動産の譲渡として譲渡所得になります。これらの対価（もらうべき金額）は時価になります。なお、動産の譲渡による譲渡所得は、総合課税となります。

では、お客様との契約は譲渡できるのでしょうか？これは譲渡できないと考えられます。お客様との業務委託契約は、お客様と A 弁理士の間で締結されたものであり、A 弁理士が勝手に業務受託者を B に変更することはできません。B 弁理士からもらったお金は事業譲渡の対価ではなく、お客様と B 弁理士との新規契約の間を取り持つ斡旋料等として雑所得（又は事業所得）となるものと思われます。

この取引は一見、営業権の譲渡とも取れますが、士業の地位は一身専属権であり、他に譲ることはできません。財産評価基本通達による営業権の財産評価においても、「医師、弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡とともに消滅するものは、評価しません。」とされており、税務上は士業には営業権はないものと解されます。

(2) お金をもらわない場合

上記の例で、A 弁理士が後継者 B からお金をもらわない場合にはどうなるのでしょうか。この場合には、上記で動産の譲渡となった部分の対価（時価）相当額が A から B への贈与となります。それ以外には対価がなく、譲り渡す営業権もないのですから、課税関係は生じないものと思われます。

(3) 承継者（B）は新たな開業

事業を引き継いだ B は、新たに開業することとなります。A が所得税の青色申告の承認を受けていたとしても、消費税の課税事業者だったとしても、B には関係ありません。税金との関係は、29 頁Ⅱと同様に、新たに開業の届出を出すところから始まります。

2. 親族内承継

では、勤務弁理士である子に事業を承継する場合をみてみましょう

この場合には、生前の承継か相続による承継かで変わります。

(1) 生前承継は新たな開業

親の生前に事業を引き継いだ場合には、上記 1 の B

と同様に、新たな開業となります。

(2) 相続による事業承継

被相続人（親）の死亡によりその被相続人の事業を引き継いだ場合には、次のように取り扱われます。

①青色申告承認申請書の提出期限

㊦原則…新規開業と同じ

①被相続人が青色申告者であった場合

・死亡日が1月1日から8月31日までの場合

…死亡日から4ヶ月以内

・死亡日が9月1日から10月31日までの場合

…その年12月31日まで

・死亡日が11月1日から12月31日までの場合

…翌年2月15日まで

②引き継いだ資産の価額と減価償却

資産の取得価額、取得時期を引き継ぎます。定率法を選定している場合の減価償却費の計算の基礎は、被相続人の死亡時の未償却残高ではなく、死亡した年の年初未償却残高を用います。

また、償却方法は、承継した子が選定した方法によります。

③消費税の納税義務

被相続人が課税事業者であった場合には、相続のあった日からその年の年末まで承継した子も課税事業者となります。新たな開業で、基準期間の課税売上高がないため、うっかりして申告を忘れてしまわないよう、注意して下さい。

3. 特許業務法人

事業を承継するには特許業務法人を設立する方法もあります。

特許業務法人は合名会社と同様に全社員が無限連帯責任を負います。社員は他の社員全員の同意があれば持分を譲渡することができますが、特許業務法人の社員は弁理士に限られますので、譲渡を受ける者も弁理士に限定されます。なお、持分の全部を他人に譲渡した社員はその前に生じた持分会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負います。

相続が発生した場合には、相続税の計算上、その持分は取引相場のない株式等に準じて評価されます。純資産価額方式で評価する場合には、会社財産の評価は相続税評価額（時価）によりますが、資産と負債の差額のうち評価差額（含み益部分）の42%が控除されますので、通常は相続した持分の払戻を受ける金額よりも相続税評価額のほうが低くなります。

（原稿受領 2008. 11. 10）